

市営住宅申込案内

入居の条件（①～⑥全て大丈夫な方）

番号	条 件	注 意
①	現に同居し、または同居しようとする親族がある方（別途単身入居条件あり）	・夫婦別居での申込不可 ・3か月以内に結婚同居する婚約者も親族に含みます（婚約証明書添付）。
②	住宅に困窮している方	・原則持ち家がある方は申込不可
③	連帯保証人1名立てられる方 ※大田原市在住、市税滞納なし、所得あり	・栃木県内在住なら2親等（兄弟・祖父母・孫・親・子）までの親族 ・関東及び福島県在住なら1親等（親・子）までの親族 ・戸籍謄本添付 ・公営住宅に入居していない方
④	市税等の滞納がない方	滞納がある場合申込不可
⑤	暴力団員でない方	大田原警察署へ照会し確認します
⑥	収入が一定基準（158,000円）以下 ※計算方法は5ページ目に記載	超過している場合申込不可

※単身入居の条件（日常生活において常時介護を必要としない範囲の方に限ります）

条 件	
①	満60歳以上の方
②	身体（1級～4級）、精神・知的（1級～3級及び同程度）の障害をお持ちの方
③	生活保護を受給中の方
④	DV被害者（裁判所、婦人相談所等の証明書添付）
ほか	・戦傷病者で、障害の程度が特別項症から第六項症までか第一款症の方 ・原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方 ・海外からの引揚者で引揚げの日から5年未満の方 ・ハンセン病療養所入所者 など

申込に必要な書類

番号	書 類	備 考
①	市営（有）入居申込書	連帯保証人欄は認印が必要です 名義人（申込される世帯の代表者）、連帯保証人とも連絡先を必ず記載してください
②	住民票	筆頭者及び続柄記載のもの 担当部署：市民課（2F）
③	所得を証明する書類【申込世帯全員分】 ア：所得・課税（非課税）証明書（最新年度） イ：源泉徴収票（給与や年金など全て） ウ：確定申告書の写し ※収入がない方は住民税申告（税務課） エ：離職票（退職日の記載がある書類） 以上ア～エのいずれか	連帯保証人の書類も必要です 担当部署：税務課（2F）
④	完納証明書	連帯保証人の書類も必要です 担当部署：税務課（2F）
⑤	戸籍謄本	連帯保証人が「市外の方」の場合必要 名義人と保証人の親族関係を確認 担当部署：市民課（2F）
⑥	障害者手帳	障害のある方
⑦	賃貸住宅の賃貸契約書	申込理由が「高額家賃」の場合必要

申込時の注意事項

- ① 申込書は本人か、同居しようとする方が持参してください。
※代理での申込みはお受けできません。
- ② 申込書類について不実記載の不正により資格がないことが判明した場合は入居許可を取り消しますのでご注意ください。
- ③ 申込受付から入居になるまで、**おおむね1ヶ月半～2ヶ月ほどかかります。**
（部屋の修繕、警察照会、部屋の掃除、許可書の発行等）
- ④ 市営住宅は集合住宅となりますので、思いやりやマナー等のご配慮をお願いします。
- ⑤ 入居前のお部屋の内覧は行っておりませんので、窓口備え付けの内観写真にてご確認をお願いします。

団地の場所及び構造

団地	住所	タイプ	部屋数	浴槽	トイレ	部屋
西原団地	美原 1-9 美原 3-1-57 美原 3-1-54	マンション 4階建	3DK	なし	洋式水洗	内覧不可 写真あり
東雲団地	上奥沢 415	マンション 4階建	3DK	なし	洋式水洗	
実取団地	実取 769	マンション 3階建	3DK	なし	洋式水洗	
若草団地	若草 1-1475	マンション 4階建	3DK	なし	洋式水洗	
中田原団地	中田原 2256	長屋	2～3DK	なし	和式汲取	
市営 大豆田団地	大豆田 314	マンション 3階建	3DK	なし	和式水洗	
市有 大豆田団地	大豆田 314	木造2階建	2K	あり	洋式水洗	

【民間の賃貸住宅と異なります】

- ① 家賃は世帯の所得により毎年計算の上で決定します。
- ② 入居して一定年数を経過後に収入が増えた場合には退去の必要があります。
- ③ ②の状態が継続する場合、家賃が段階的に上昇します。
- ④ 家賃の支払いは口座振替又は納付書払い(金融機関等の窓口)のみとなります。
- ⑤ 自治会がありますので加入をお願いします(清掃活動、ゴミステーションの管理、共益費集金の役回りなど)。
- ⑥ 共益費がかかる団地があります(主にマンションタイプ)。
※共用階段の電気料金、共用水道の水道料金など。自治会内で集金。
- ⑦ 駐車スペースは各戸1台のみです。
- ⑧ ペットの飼育、持ち込みは禁止です。
- ⑨ 全棟、エレベーターがありません。階段のみとなります。
- ⑩ **上表のとおり、市営住宅には浴槽やボイラーが設置されておりませんので、必要な場合は入居者ご自身で業者に依頼して取り付けてください。**
- ⑪ エアコンもご自身で設置となります。エアコン設置に際してはご自身でエアコン用のコンセント設置が必要な部屋もあります。
- ⑫ 電気、水道、ガスの使用手続につきましても、入居者ご自身で行ってください。

入居契約時に必要な書類等

番号	必要書類等	備 考
①	実印	名義人・連帯保証人両方
②	印鑑登録証明書	名義人・連帯保証人両方 担当部署：市民課（2F）
③	敷金	家賃の3ヶ月分を契約時に納付 ※家賃の前払い金ではございません

入居してからお願いすること

番号	件 名	注 意
①	収入申告書の提出	・毎年7月に実施（年1回） ・全世帯員の収入状況を確認します
②	住宅内煙感知器の点検報告	・①と同時に通知発送 ・住宅内に煙感知器がありますので、 点検をお願いします

退去時の注意事項

- ① 畳の表替え・ふすまの交換依頼をご自身で業者に連絡していただきます。
※入居の期間が短い方でも長い方でも必ずお願いします。業者の紹介は可能です。
- ② 浴槽・ボイラー・エアコン等の家電はすべて撤去していただきます。
- ③ 電気・水道・ガスの解約手続や郵便の転送手続等、ご自身で行ってください。
- ④ ガラスを割ってしまったなど建物に傷がついた場合、退去時に修繕を依頼すること
がありますのでご注意ください。
- ⑤ 退去時には、市職員複数名で退去検査を行います。検査に合格するまでは日割りで
家賃が発生しますのでご注意ください。
- ⑥ 退去検査合格後、入居時にお預かりした敷金を口座振り込みにてお返しいたします。

お問合せ先

大田原市 建築住宅課 TEL：0287-23-8724

収入認定月額計算

(1) 収入（所得）の算定

転職等の特別な事情がない場合は、下記の額から算定することになります。

給与所得者	①源泉徴収票に記載されている「給与所得控除後の金額」 ②自治体が発行する「所得証明書」の合計所得額	(1) 円
事業所得者	①確定申告書の「総所得額」 ②自治体が発行する「所得証明書」の合計所得額	
年金受給者	①社会保険庁が発行する「前年分の所得証明」の「雑所得」の額 ②年金の源泉徴収票から控除した額	

(2) 控除額の算定

申込者本人及び一緒に入居する親族等に該当者がいる場合、上記収入（所得）から控除します。

控除の種類	該当者の範囲等	控除額	金 額
①親族控除	入居する親族（本人以外） 及び同居しない扶養親族	380,000 円× (人)	円
②老人扶養控除	70 歳以上の配偶者または 扶養親族	100,000 円× (人)	円
③特定扶養控除	16 歳以上 23 歳未満の扶養 親族	250,000 円× (人)	円
④障害者控除	障害者 (身体③④・精神②③)	270,000 円× (人)	円
⑤特別障害者控除	重度障害者 (身体①②・精神①)	400,000 円× (人)	円
⑥寡婦（夫）控除	寡婦(夫)控除に該当する方	270,000 円× (人)	円
⑥ひとり親控除	ひとり親控除に該当する方	350,000 円× (人)	円
⑦給与・年金所得控除	給与所得または年金所得が ある方	100,000 円× (人)	円
計		(2)	円

(3) 収入認定月額（入居条件⑥：158,000 円以下）

$$= \text{【(1) 所得額の合計 — (2) 控除額の合計】} \div 12$$